

無電柱化対策に関する調査

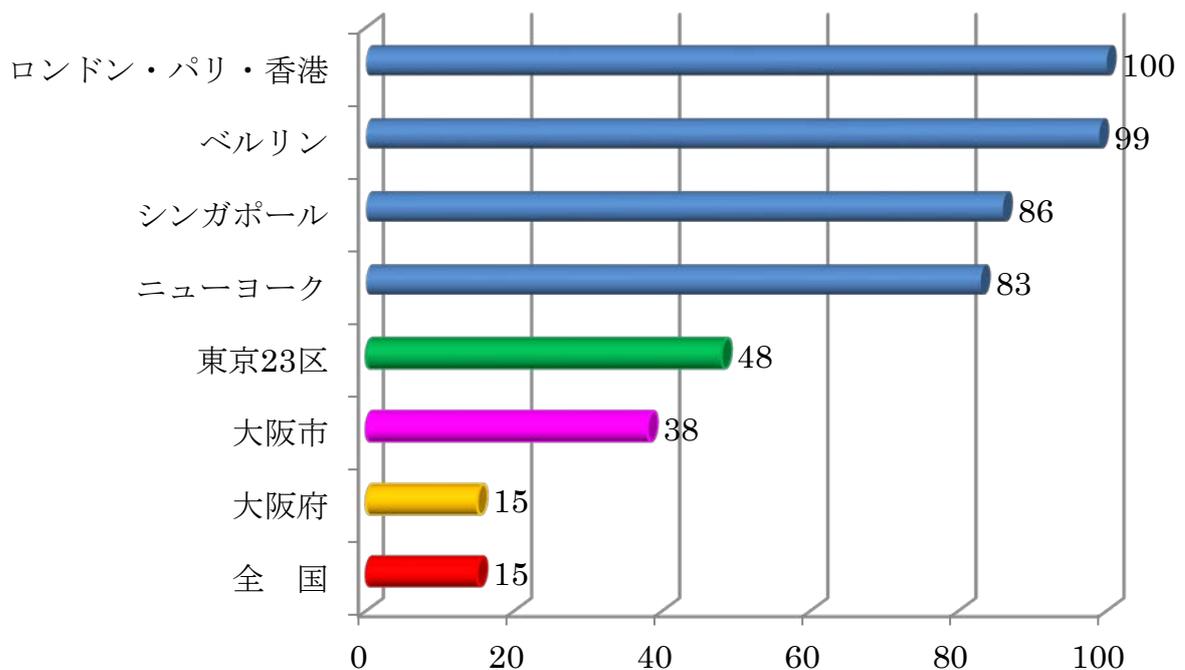
配布資料

平成 26 年 8 月

近畿管区行政評価局

① 欧米主要都市等と日本の無電柱化の現状

(単位：%)



(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当局で作成した。

2 ロンドン、パリ、香港は 2004 年（平成 16 年）、ベルリンは 2012 年（平成 24 年）、シンガポールは 1997 年（平成 9 年）、ニューヨークは 2011 年（平成 23 年）、日本は 2012 年度末（平成 24 年度末）である。

3 日本の数値は、市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合である。

② 無電柱化率の目標

15%（平成 23 年度末）⇒ **18%（平成 28 年度末）**

(注) 「社会資本整備重点計画」（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）における「市街地等の幹線道路の無電柱化率」の指標である。

③ 無電柱化率の状況

近畿管内の府県（政令指定都市）	無電柱化率
大阪府	15%
（大阪市）	38%
（堺市）	5%
福井県	18%
滋賀県	14%
京都府	10%
（京都市）	14%
兵庫県	26%
（神戸市）	21%
奈良県	8%
和歌山県	22%
上記以外の主な都道府県（主な政令指定都市）	無電柱化率
北海道	9%
（札幌市）	10%
宮城県	8%
（仙台市）	14%
東京都	30%
（東京23区）	48%
神奈川県	15%
（横浜市）	23%
愛知県	22%
（名古屋市）	21%
広島県	10%
（広島市）	17%
福岡県	15%
（福岡市）	16%
全国平均	15%

（注）1 国土交通省の資料に基づき、当局で作成した。

2 数値は、市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合である。

資料 2

国の無電柱化に関する計画等

計画名 (計画 期間)	第 1 期電線 類地中化計 画 (昭和 61 年 度～平成 2 年度)	第 2 期電線 類地中化計 画 (平成 3 年 度～6 年 度)	第 3 期電線 類地中化計 画 (平成 7 年 度～10 年 度)	新電線類地 中化計画 (平成 11 年 度～15 年 度)	無電柱化推 進計画 (平成 16 年 度～20 年 度)	無電柱化に 係るガイド ライン (平成 21 年 度～)
整備対 象地域	・ 電力需要 の高い大都 市地域中心	・ 地方都市や計画地区等に 対象を拡大 ・ 電力需要の増大が見込ま れる地域への先行的整備		・ 中規模商 業地域、住 宅地域に整 備対象を拡 大	・ 街中の幹線道路に加え、 主要な非幹線道路に整備 対象を拡大	
計画に 掲げる 目標	おおむね 10 年間で 1,000km 程 度	平成 7 年度 までの 5 年 間で 1,000km 程 度	平成 7～11 年度までに 2,000km 程 度	平成 11～17 年度までに 3,000km 程 度	・ 市街地幹 線道路の無 電柱化率 9%→17% を目標 ・ 政令指定 都市等の主 要道路の無 電柱化率 48%→58% を目標 ・ 面的整備 を推進すべ き地区の 7 割で整備着 手	社会資本整 備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日閣 議決定) に おいて、平 成 28 年度ま でに 18%を 目標

(注) 国土交通省のホームページに基づき、当局で作成した。

資料 3

電柱数の推移

(単位：本、%)

区 分		H11 年度	H16 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
関 西 電 力	事業者全体 ①	2,496,184	2,565,224	2,643,338	2,643,905	2,652,942	2,663,387	2,673,846	
	大阪府下 ②	639,908	661,334	680,796	683,888	686,052	689,073	691,991	
N T T 西 日 本	事業者全体 ③	6,270,851	6,184,537	6,177,265	6,176,023	6,175,701	6,175,768	6,177,153	
	大阪府下全体 ④	—	—	284,911	284,654	284,217	283,692	—	
	内 訳	直轄国道	—	—	1,484	1,447	1,407	1,433	—
		指定外国道、 府道	—	—	13,931	14,569	15,000	15,620	—
		市町村道	—	—	203,934	198,179	198,089	197,311	—
道路以外		—	—	65,562	70,459	69,721	69,328	—	
事業者全体計 (①+③)		8,767,035	8,749,761	8,820,603	8,819,928	8,828,643	8,839,155	8,850,999	
H11 年度を 100 とし た場合の割合		100.0	99.8	100.6	100.6	100.7	100.8	101.0	
大阪府下計 (②+④)		—	—	965,707	968,542	970,269	972,765	—	
H21 年度を 100 とし た場合の割合		—	—	100.0	100.3	100.5	100.7	—	

(注) 1 本表は、関西電力及びNTT西日本からの資料に基づき、当局が作成した。

2 電柱数は、各年度末時点である。

3 各欄の「—」は、正確な把握が不可又は未集計のものである。

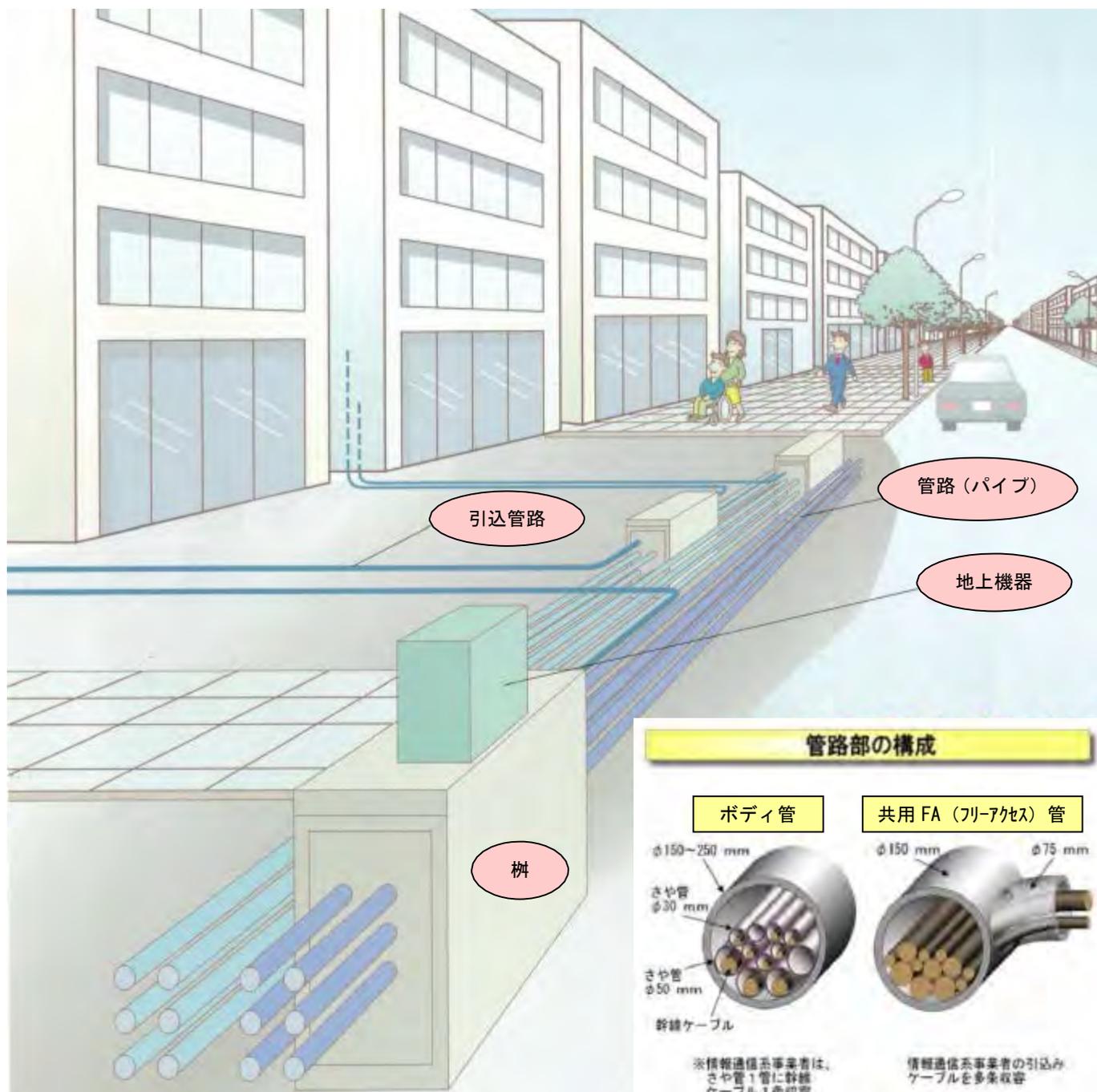
◇電線共同溝とは

大阪市では、無電柱化事業として、主に電線共同溝（通称 C.C.BOX）の整備による電線類の地中化を進めています。電線共同溝は、電線を入れる管路（パイプ）を道路の路面から浅い位置に埋めるもので、他の地中化方式と比較して、施工性・経済性の面で優れています。

Community（地域・共同）
Communication（通信・伝達）
Compact（コンパクト）

Cable（ケーブル）

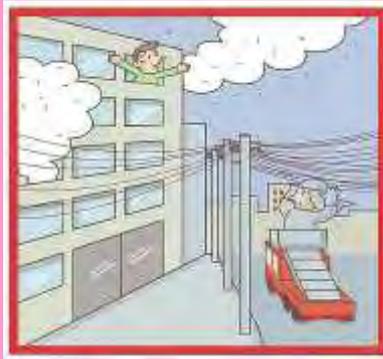
C. C. BOX



① 都市防災機能の向上

電線類の地中化を図ることにより、地震や台風などの災害時に、電柱が倒れたり電線が切れたりするなどの危険がなくなります。

また、倒れた電柱に道をふさがれることもないため災害時における緊急車両の通行にも支障がなくなります。



② 安全で快適な通行空間の確保

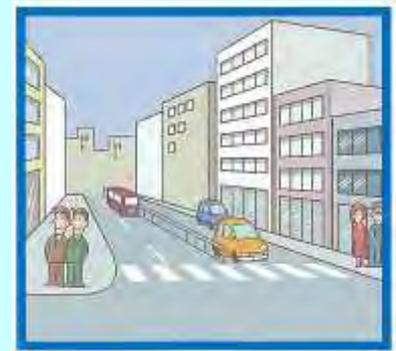
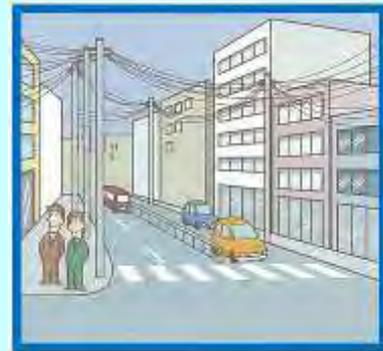
歩道上の電柱は道幅を狭め、通行の妨げになります。

電線類の地中化を図ることにより、歩道が広く使え、歩行者だけではなくベビーカーや車椅子の人にも安全で快適な通行（バリアフリー）が可能となります。



③ 都市景観の向上

電線類の地中化を図ることにより、地上にはりめぐらされた電線や林立する電柱がなくなり、美しい都市景観が形成されます。



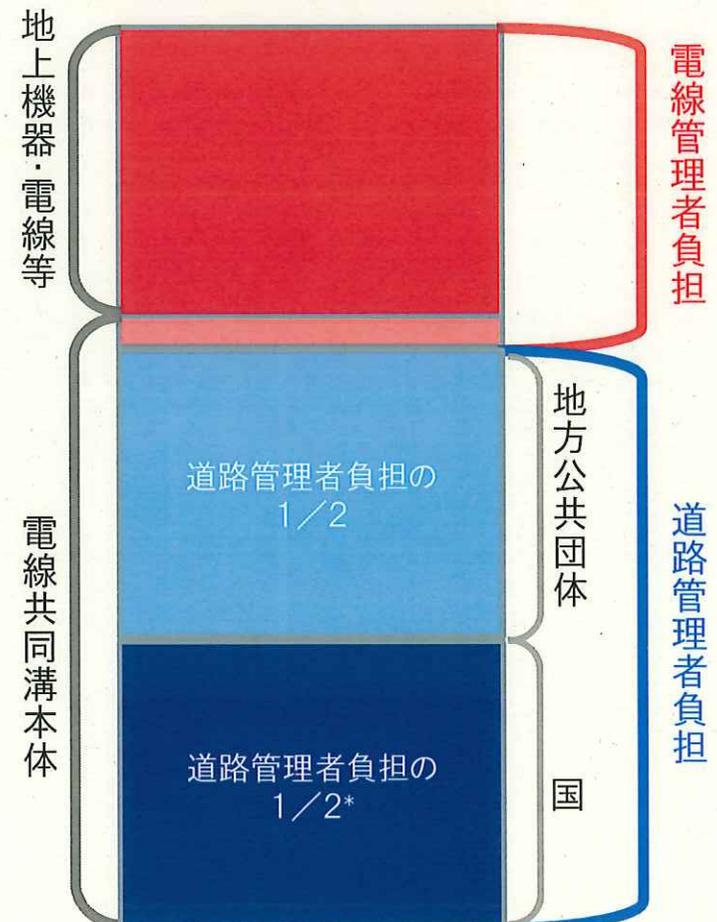
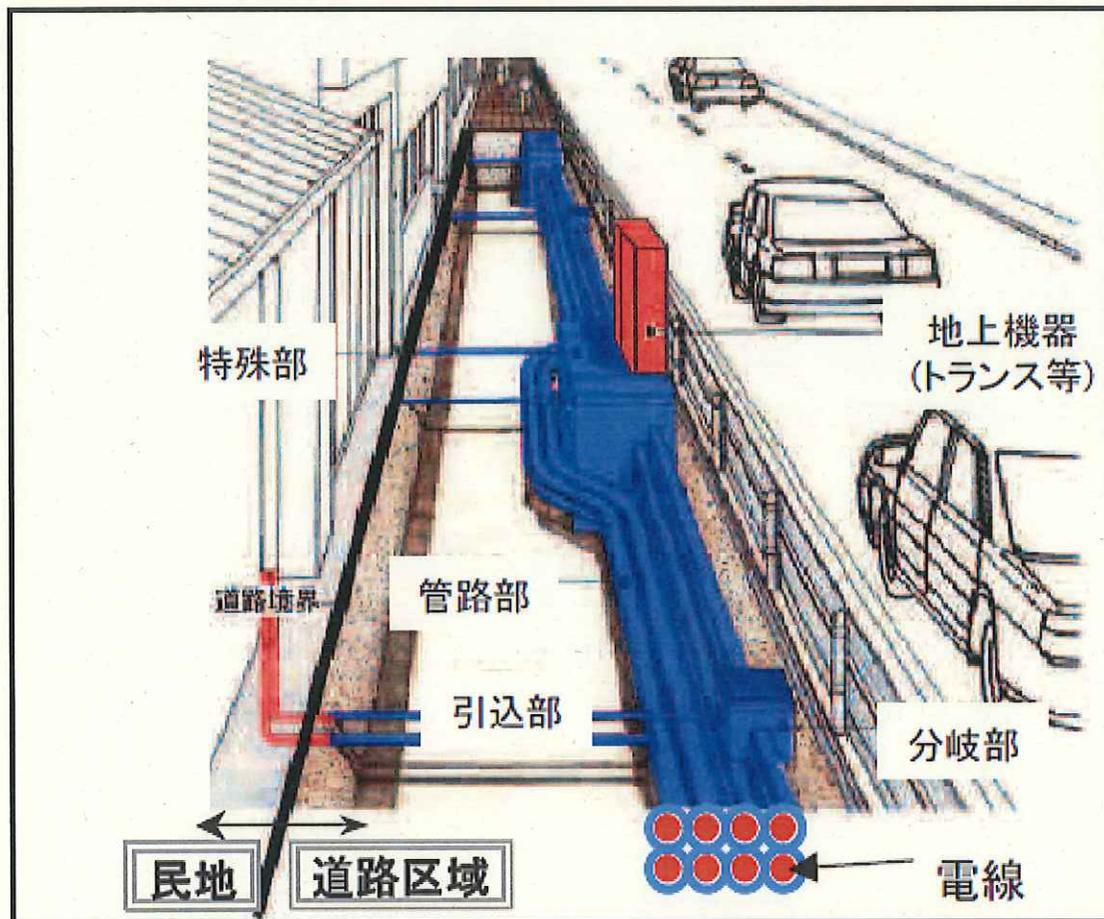
④ 情報通信ネットワークの信頼性向上

電線類の地中化を図ることにより、情報通信ネットワークの基盤となるケーブルが地中に埋設され、地震等の災害時における被害を軽減し、ネットワークの安全性・信頼性を向上させます。



電線共同溝事業の費用負担

- 電線共同溝本体について、電線管理者の負担分を除き、国と地方公共団体が1/2ずつ負担（現在、地方公共団体が整備する場合は、国が交付金により支援）
- 電線管理者は、本体に関する負担のほか、地上機器(トランス等)・電線等の整備を負担

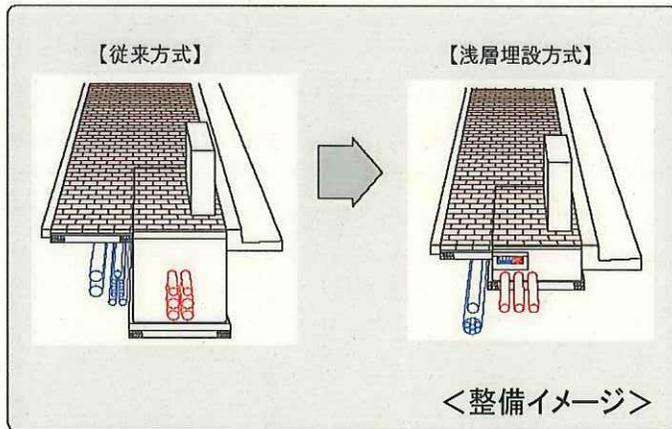


*現在の交付金では5.5/10等

多様な整備手法によるコスト縮減の取組

地域の実情に応じた多様な無電柱化の整備手法を活用し、コスト縮減を図りつつ、無電柱化を進めている。

③浅層埋設方式 〔従来方式よりコンパクトでコスト縮減が可能となる浅層埋設方式の活用〕



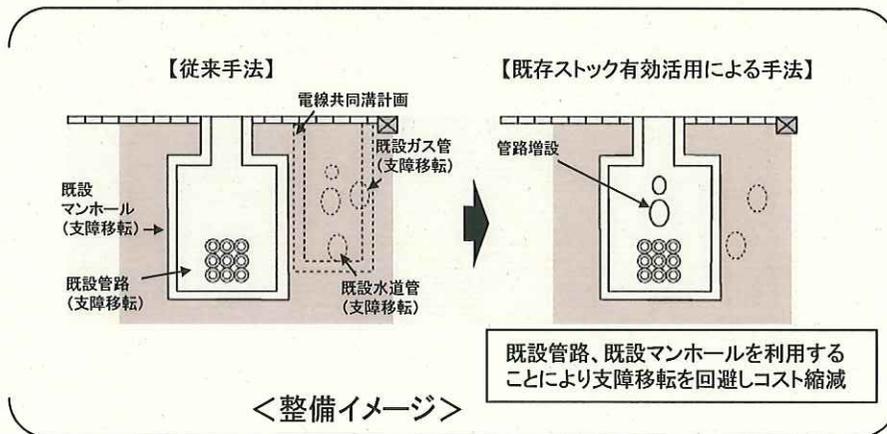
<整備費比較>

約7.8億円/km (従来施工) → 約7.1億円/km (浅層埋設活用)

約9%のコスト縮減

※福岡県内における電線共同溝事業より算定

④既存ストックの有効活用



<整備費比較>

約8.2億円/km (従来施工) → 約7.9億円/km (既存ストックの有効活用)

約4%のコスト縮減

※宮城県内における電線共同溝事業より算定

資料 5

緊急交通路の無電柱化状況

(単位：km、%)

区分	緊急交通路の 道路延長 (a)	無電柱化済み 道路延長 (b)	無電柱化率 (b / a)
近畿地方整備局管内 (2府5県)	15,731	2,157	14
大阪府内	1,862	473	25
大阪国道事務所管内	217.7	79.7	36.6
大阪府 (道路管理者) 管内	792.0	29.4	3.7
大阪市 (道路管理者) 管内	119.4	38.5	32.2
堺市 (道路管理者) 管内	85	1.4	1.6

(注) 1 本表のうち、近畿地方整備局管内及び大阪府内の計数は、国土交通省提出資料 (平成24年度) から作成し、これ以外は当局調査結果に基づき作成した (平成25年度末現在)。

2 緊急交通路の名称は、大阪府内の名称であり、これ以外の地域では「緊急輸送道路」と呼ばれている。

【参考】

主な道府県の無電柱化の状況

(単位：km、%)

区分	緊急輸送道路 延長 (a)	無電柱化済み 道路延長 (b)	無電柱化率 (b / a)
北海道	19,756	1,451	7
東京都	3,782	1,015	27
愛知県	4,980	548	11
京都府	2,282	153	7
福岡県	4,362	460	11

(注) 1 本表は、国土交通省提出資料 (平成24年度) から作成した。

2 上記延長には、橋梁及びトンネルの延長を含む。

広域緊急交通路一覽表

1 自動車専用道路

路線名称	延長 (km)	区間
1 名神高速道路	27.5	全線
2 近畿自動車道	29.0	全線
3 西名阪自動車道	9.2	全線
4 阪和自動車道	48.4	全線
5 中国自動車道	12.0	全線
6 関西空港自動車道	6.6	全線
7 阪高 大阪池田線 (含環状線)	30.2	全線
8 阪高 大阪守口線	10.8	全線
9 阪高 大阪東大阪線	19.7	全線
10 阪高 大阪松原線	11.2	全線
11 阪高 大阪堺線	13.4	全線
12 阪高 大阪西宮線	7.0	全線
13 阪高 湾岸線	41.5	全線
14 阪高 森小路線	1.3	全線
15 阪高 西大阪線	3.8	全線
16 阪高 淀川左岸線	1.3	全線
17 堺泉北有料道路	4.7	全線
18 第二阪奈有料道路	3.8	全線
19 関西国際空港連絡橋	3.8	全線
20 箕面有料道路	6.8	全線
21 第二京阪道路	17.6	全線
22 南阪奈自動車道	4.6	全線
合計	314.2	

2 一般道路

路線名称	延長 (km)	区間
1 1号	28.4	京都府境 (枚方市) ~ 梅田新道
	17.6	門真JCT ~ 京都府境 (枚方市)
2 2号	6.2	兵庫県境 (大阪市) ~ 梅田新道
3 25号	27.8	奈良県境 (柏原市) ~ 梅田新道
4 26号	63.6	和歌山県境 (岬町) ~ 大國町 (R25)
	8.3	阪南市自然田 ~ 岬町淡輪
5 43号	9.8	兵庫県境 ~ 花園北 (R26)
6 163号	15.8	奈良県境 (四條畷市) ~ 関目5 (R1)
7 165号	3.1	奈良県境 ~ 国分本町4 (R25・柏原市)
8 171号	27.6	京都府境 (高槻市) ~ 兵庫県境 (池田市)
9 176号	17.5	兵庫県境 (池田市) ~ 梅田新道
10 481号	5.5	空連道臨海南 ~ 上之郷IC前 (泉佐野市)
11 170号	71.3	八丁畷 (高槻市) ~ 上瓦屋 (泉佐野市)
12 173号	20.9	兵庫県境 (能勢町) ~ 西本町 (R176・池田市)
13 307号	7.7	京都府境 ~ 池之宮北 (R1・枚方市)
14 308号	7.0	深江橋 ~ 被服団地前 (R170・東大阪市)
15 309号	26.6	奈良県境 (千早赤阪村) ~ 瓜破
16 310号	16.8	安井町 (堺市) ~ 七ツ辻 (R170・河内長野市)
17 371号	11.0	和歌山県境 ~ 七ツ辻 (R170・河内長野市)
18 423号	15.8	京都府境 (豊能町) ~ 木部 (R173・池田市)
	25.5	白鳥2 (箕面有料道路) ~ 梅新東
19 479号	24.4	稲津町 (R176・豊中市) ~ 瓜破
20 (主)大阪高槻京都線	15.8	畑田 (R171・茨木市) ~ 南森町
21 (主) (新)大阪	8.6	北大阪流通センター (大阪中央環状線・摂津市)
22 (主)京都守口線	4.8	石津元町 ~ 大目
	1.4	桜町 (R170) ~ 関西医大枚方病院
23 (主)大阪和泉泉南線	48.6	泉南北IC (泉佐野岩出線・泉南市) ~ 東天満
24 (主)大阪中央環状線	40.1	新開橋付近 (R171・池田市)
(主)堺羽曳野線 (大阪中央環状線)	6.3	~ 北丸保園付近 (R310・堺市)
25 (主)大阪生駒線	15.8	奈良県境 (四條畷市) ~ 蒲生4
26 (主)泉大津美原線	21.7	助松橋 (泉大津市) ~ 美原ロータリー (美原町)
27 (主)大阪池田線	10.8	豊島南1 (R176・池田市) ~ 歌島橋
28 (主)大阪臨海線	29.0	住之江公園前 ~ 空連道臨海北
29 (主)泉佐野岩出線	4.7	和歌山県境 (泉南市) ~ 泉南IC北 (大阪和泉泉南線)
	8.7	空連道臨海南 ~ 泉南IC北
30 172号	1.9	大阪市港湾局前 ~ 川口1
31 168号	3.4	天の川 (R1・枚方市) ~ 砂子坂 (交野市)
32 170号 (旧)	1.0	喜志 ~ 中野町3 (富田林市)

33	(主) 茨木摂津線	5.2	万博公園外周・みのり橋南(吹田市)
34	(主) 大阪港八尾線	2.9	八尾土木事務所～神武町(中環・八尾市)
35	(主) 旧中央環状線	2.4	太子堂(R25・八尾市)～八尾空港
36	(府) 八尾道明寺線	0.7	柏原高校北(R170・柏原市)～八尾空港
37	(主) 大阪伊丹線	1.9	中津浜(R176)～浄正橋(R2)
38	(主) 大阪高石線	16.2	R26～R25(北河堀交差点)
39	(大阪市道) 赤川四天王寺線	4.2	R25北河堀交差点～大阪府庁
40	(主) 岸和田 牛滝山貝塚線	6.7 9.8	木積南(阪和自動車道・貝塚市)～畠中2(R26・貝塚) 積川神社南(R170)～木材町(大阪臨海線・岸和田市)
41	(主) 築港深江線(市)	13.0	深江橋～川口1
42	(府) 恵美須南森町線	2.0	久太郎1～南森町
43	(市) 南北線	4.1	元町2～桜橋
44	(主) 福島桜島線(市)	5.3	梅香(R43)～野田阪神前(R2)
45	(主) 浜口南港線(市)	4.5	浜口(R26)～大阪南港
46	(府) 枚方茨木線	1.5	池之宮北(R1)～枚方市土木事務所
47	(府) 西宮豊中線	1.2	上津島(大阪池田線)～稲津町(R176・豊中市)
48	(府) 豊中摂津線	1.4	桃山台駅(R423)～千里救命救急センター
49	(府) 大阪枚岡奈良線	1.0	谷町9(大阪和泉泉南線)～大阪赤十字病院
50	(市) 大阪環状線	0.9	天神橋6(大阪高槻京都線)
51	(府) 住吉八尾線	2.1	瓜破北～長吉長原東(中環)
52	(市) 今宮平野線	1.5	あべの近鉄前～花園北(R26)
53	(市) 平野区第1449号線	0.1	瓜破～瓜破北
54	(主) 美原太子線	4.2	旭ヶ丘(R170・富田林市)～山田(太子町)
55	(主) 堺狭山線	9.6	臨港石津町(大阪臨海線)～竹原大橋(堺市)
56	(主) 富田林泉大津線	6.0	竹原大橋～光明池(府立母子センター)
57	(主) 和歌山貝塚線	1.6	草沢(R310)～近大病院
58	臨港道路1路線	0.4	堤(R26)～橋本(大阪和泉泉南線・貝塚市)
59	(主) 和歌山貝塚線	2.0	堺泉北港
59	(主) 堺かつらぎ線	6.0	富田林泉大津線(R170)～大阪高石線
60	(府) 三林岡山線	3.1	フタツ池(岸和田牛滝山貝塚線)～室堂町北(R480・和泉市)
61	(府) 春木岸和田線	0.4	岸和田和泉インター西～岸和田和泉IC
62	(府) 東鳥取南海線	1.1	桜ヶ丘(R26・阪南市)～阪南IC
63	(主) 大阪国際空港線	0.7	空港前(大阪池田線)～大阪国際空港(豊中市)
64	(府) 南千里茨木停車場線	0.3	日本庭園前(茨木摂津線)～北部広域防災拠点(吹田)
65	(府) 南千里茨木停車場線	0.2	佐竹台(豊中摂津線)～済生会千里病院(吹田市)
66	(八尾市道) 木ノ本田井中線、大正第434	1.2	木本(大阪中央環状線)～中部広域防災拠点(八尾)
67	(市) 堺市道	1.5	築港八幡町～国道26号
68	堺市臨港道路	3.6	京阪神都市圏基幹的広域防災拠点～築港八幡町(R26・堺市)
69	(豊中市道) 服部緑地第2号線・緑地北側	0.4	春日1丁目南(R423)～服部緑地前(豊中市)
70	(府) 熊野大阪線	0.7	服部緑地前～新宮橋西(豊中市)
71	(府) 熊野大阪線	0.6	蔵人町(R479吹田市)～榎橋防災船着場
72	(豊中市道) 曾根服部緑地線	0.9	曾根(R176)～みどり橋(豊中市)
73	(主) 八尾茨木線	0.7	鶴見緑地(浜5・大阪市)～稗島(大阪中央環状線)
74	(大阪市道) 鶴見区第9001号線	2.2	鶴見5(R479)～鶴見緑地(浜5・大阪市)
75	(府) 杉田口禁野線	0.4	出屋敷(R1・枚方市)～山田池公園(枚方市)
76	(枚方市道) 枚方藤阪線	0.7	山田池公園～国道田口南(R1・枚方市)
77	(市) 和泉市道	0.5	伯太(大阪和泉泉南線)～自衛隊信太山駐屯地
78	(主) 伏見柳谷高槻線	0.4	八丁畷(R171・高槻市)～大阪医科大学附属病院
79	(大阪狭山市道) 金剛泉北線、狭山河内	1.5	茱萸木南(R310・大阪狭山市)～近畿大学病院
80	(大阪市道) 赤川天王寺線、毘沙門池北側	1.2	大阪枚岡奈良線～大阪警察病院
81	(羽曳野市道) 郡戸古市線	1.2	軽里北(R170)～大阪府立呼吸器アレルギー医療センター
82	(富田林市道) 寿3号線	0.3	昭和町1(R170・富田林市)～南河内府民センター
83	(主) 岸和田港塔原線	0.3	府立和泉高校東(R26・岸和田市)～泉南府民センター
84	(大阪市道) 中央大通り	0.2	港湾局庁舎前～咲洲トンネル入り口
85	(大阪市) 臨港道路	6.7	咲洲トンネル～南港東2
86	(大阪市) 臨港道路	1.4	南港東2～かもめ大橋東詰
87	(東大阪市道) 稲田本庄線	1.2	トラックターミナル入口西(中央環状線)～トラックターミナル
88	(大阪市道) 神崎川左岸線	0.5	国道176号～三国防災船着場
89	臨港道路	2.0	泉北5区(大阪臨海線・泉大津市)～堺泉北港助松岸壁
	小計	835.3	

※ 各路線延長は、H6交通センサス及び図上
 ※ 下線は、重点14路線に選定されている

総計	1149.5
----	--------

出典：大阪府地域防災計画

資料 7

近畿地区 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における、無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として、平成 22 年 9 月 22 日に「近畿地区無電柱化協議会」が設置され（昭和 61 年 1 月 23 日に「近畿地区電線地中化協議会」が設置され、その後現在の名称に変更）、事務局は近畿地方整備局道路部道路管理課が行っている。

また、協議会の下部組織として、地方部会が設置され、大阪府には平成 22 年 6 月 15 日に「大阪府無電柱化地方部会」が設置されている（平成 8 年 1 月 30 日に「大阪府電線類地中化地方部会」が設置され、その後現在の名称に変更）。

近畿地区無電柱化協議会、大阪府無電柱化地方部会

協議会等名	近畿地区無電柱化協議会	大阪府無電柱化地方部会
事務局	近畿地方整備局 道路部道路管理課	大阪府都市整備部 交通道路室道路環境課
目的等	安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点から、近畿地区における今後の無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として設置。	近畿地区無電柱化協議会規約に基づき、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点から、大阪府下における無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として設置。
構成員名称	委員 [25 名]	委員 [27 名]
機関数	20 機関[人数]	18 機関[人数]
国の機関等	○近畿地方整備局[4] ○近畿経済産業局[1] ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局[1] ○近畿総合通信局[3] ○近畿管区警察局[1]	○近畿地方整備局（国道事務所[2]） ○中部近畿産業保安監督部近畿支部[1] ○近畿総合通信局（情報通信部[1]、放送部[1]） ○独立行政法人都市再生機構（西日本支社[1]）
地方公共団体	○7 府県 [計 7] （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県[各 1]） ○4 政令市 [計 5] （京都市[1]、大阪市[2]、堺市[1]、神戸市[1]）	○大阪府 [計 7] （都市整備部道路環境課[3]、同 道路整備課[1]、同 市街地整備課[3]） ○大阪府警察本部[1] ○2 政令市 [計 2] （大阪市 [1]、堺市 [1]）
事業者等	○関西電力(株)[1] ○北陸電力(株)[1] ○西日本電信電話(株)[1] ○(社)日本ケーブルテレビ連盟近畿支部[1]	○関西電力(株)[2] ○西日本電信電話(株)[1] ○エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)[1] ○(財)京阪神ケーブルビジョン [1] ○(株)ジェイコムウエスト[1] ○(株)ケイ・オブティコム[1] ○(株)U S E N [1] ○キャンシステム(株)[1] ○K D D I (株)[1] ○ソフトバンクテレコム(株)[1]
備考	○他に、オブザーバー（4 事業者）、傍聴（3 事業者） ○下部組織として「近畿地区無電柱化協議会幹事会」を設置	

（注） 近畿地区無電柱化協議会・同幹事会については、協議会規約（平成 22 年 9 月 22 日改訂）の別表－1 及び別表－2、大阪府無電柱化地方部会については平成 25 年 7 月 16 日開催の地方部会委員名簿（直近の開催分）に基づき、当局で作成した。

① 調査対象機関の事業完了から占用許可までの期間（資料 8-1）

事業完了から電線共同溝事業の占用許可までの期間

（単位：件数）

道路管理者	調査対象 箇所数	1年 未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以 上	その他
大阪国道事務所	7	1	1	2	2	1	
大阪府	3	1	1	0	0	0	
大阪市	8	1	3	3	0	0	1（工事完了箇所後随時実施）
堺市	1	0	1	0	0	0	

（注） 1 本表は、当局の調査結果による。

2 大阪国道事務所 1 か所は、24 年 5 月に完成し、現在も占用許可が交付されていないが、遅くとも今年度中には占用許可予定としていることから、2 年以上 3 年未満に計上した。

② 事業完了後に管路不具合、引込み管路追加施工箇所等が判明し、電線管理者が敷設等をできないもの：大阪国道事務所 調査した 7 か所中 5 か所、大阪市 同 8 か所中 4 か所（資料 8-2）

（大阪国道事務所）

番号	箇所等	整備計画の予定	実際の事業 期間	占用許可日	敷設、抜柱遅延等の状況
1	国道 25 号線 （平野宮町）	21 年 3 月 ～23 年 2 月	21 年 3 月 ～24 年 3 月	関電：25 年 2 月 25 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり、敷 設工事中断中（未抜柱 37 本） ・NTT：関電の抜柱時期（29 年 1 月頃）に 合わせて、27 年度に敷設し、関電と同 時期に抜柱予定（未抜柱 39 本） ・大阪国道事務所：対応調整中
2	国道 176 号線 （池田栄）	19 年 2 月 ～21 年 3 月	19 年 3 月 ～21 年 12 月	関電：25 年 2 月 25 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり敷設 工事中断中（未抜柱 27 本） ・NTT：敷設工事契約済み（未抜柱 17 本） ・大阪国道事務所：対応調整中
3	国道 163 号線 （古市・緑）	17 年 11 月～20 年 3 月	17 年 11 月 ～21 年 3 月	関電：25 年 2 月 13 日 NTT：同上	・関電：敷設工事中であるが、一部箇所 において信号機の引込み管路ができて おらず、大阪国道事務所が警察と協議 中のため（未抜柱 68 本） ・NTT：敷設工事契約済み（NTT 柱なし）
4	国道 171 号線 （高槻今城）	20 年 2 月 ～22 年 3 月	20 年 2 月 ～22 年 2 月	関電：24 年 8 月 10 日 NTT：同上	・関電：道路照明等の引込み管路ができ ていないため、敷設工事を中断中（未 抜柱 18 本） ・NTT：抜柱済み
5	国道 171 号線 （茨木西豊 川）	20 年 2 月 ～22 年 3 月	H20 年 3 月 ～22 年 10 月	関電：24 年 3 月 22 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり敷設 工事中断中（未抜柱 25 本） ・NTT：敷設工事契約済み（NTT 柱なし） ・大阪国道事務所：対応調整中

（注） 本表は、当局調査結果により作成した。

(大阪市)

番号	箇所等	整備計画の予定	実際の事業期間	占用許可日	敷設、抜柱遅延等の状況
1	国道479号線 新庄大和川線	17年7月 ～21年3月	17年7月 ～20年11月	関電：22年1月8日 NTT：同上	<ul style="list-style-type: none"> 関電：道路照明の一部引込み管路ができていないため敷設工事中断中(未抜柱58本) NTT：他事業者の共架線撤去待ち(未抜柱18本) 大阪市：平成26年度に管路工事を予定
2	国道172号線	15年3月 ～18年5月	15年3月 ～18年7月	関電：20年10月23日 NTT：同上	<ul style="list-style-type: none"> 関電：照明等の引込み管路がなく敷設工事中断中(未抜柱41本) NTT：架空線・電柱なし 大阪市：関電からの報告待ち
3	市道赤川天王寺線	15年3月 ～21年3月	不明 ～21年2月	関電：22年1月8日 NTT：同上	<ul style="list-style-type: none"> 関電：照明等の引込み管路ができていないため敷設工事中断中(未抜柱26本) NTT：敷設工事契約済み(未抜柱22本) 大阪市：関電からの報告待ち
4	市道本町左専道線	15年1月 ～21年3月	不明 ～18年9月	関電：20年10月23日 NTT：NTT柱なし	<ul style="list-style-type: none"> 関電：敷設中であるが、24年度に連係管路ができていないことが判明し、このため一部中断中(未抜柱34本) 大阪市では、現在、同管路への引込み設置予定場所の2者と設置承認を得るため協議し、平成26年度に管路工事を契約予定 NTT：架空線・電柱なし

(注) 本表は、当局調査結果により作成した。

③ 占用予定事業者が敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないもの：大阪市 1か所(資料8-3)

【概要】

大阪市が管理する同市道西淡路南方線(整備延長：0.9km、箇所の所在地：東淀川区西淡路1丁目～西淡路4丁目)は、平成23年3月に事業が完了し、ほとんどの区間は既に抜柱済みとなっているが、一部の区間(約0.1km)において、関電が管理する電柱が、道路の中央分離帯に3本、歩道に3本(うち1本は架空線等がない裸の電柱)立っており、これら電柱を撤去できない理由について、関電では、電柱に架設されている架空線が撤去されていないためであり、撤去され次第抜柱するとしている。

当該路線を管理する大阪市では、残っている架空線は、当該電線共同溝事業の占用予定者であることから、当該事業者に対して、平成24年9月14日に占用許可を与えて、既に敷設できる状況となっているが、その後、当該事業者から敷設工事届出がなく、また、大阪市も当該事業者に対して敷設するよう督促等を行っていなかったため、現在、当該事業者の架空線が撤去されていないとしている。

大阪市では、現在、当該事業者に撤去を要請中としている。

なお、当該路線は、大阪市が開催する「第2回電線共同溝早期抜柱会議」(平成26年3月18日開催)にかけられているが、当該資料によると、撤去に係る特段の記載等はない。

【写真】

①市道西淡路南方線道路中央分離帯にある電柱3本（全景）（撮影：平成26年5月30日）



② 同上のうちの詳細



(2) 電線共同溝事業以外

電線の地中化を電線管理者が自ら行う単独地中化方式によるものため、電柱等の撤去を積極的に働きかけできないもの：大阪市 2か所（資料8-4）

【無電柱化された道路を横断する架空線（通信線）が残っているもの】

大阪市中央区にある谷町筋（道路管理者は大阪市）は、各事業者が単独で地中化し、無電柱化されており、当該筋の2丁目交差点付近には、当該筋を横切る架空線が残っている。

この撤去について、大阪市では、谷町筋は法令に基づいた電線共同溝事業で行われたものでなく、各事業者が単独で地中化したものであること、法令に基づいたものではないことから架空線所有者に対して撤去を強制的に言えないこと、道路の維持管理や道路通行において特段支障がないこと等から、積極的に撤去を要請していないとしている。

なお、当該架空線については、大阪市が開催する「第2回電線共同溝早期抜柱会議」（平成26年3月18日開催）には、電線共同溝事業によるものではないとして、かけられていない。

【無電柱化された道路を横断する支線が残っているもの】

大阪市中央区にある谷町筋（道路管理者は大阪市）は、各事業者が単独で地中化し、無電柱化されているが、当該筋の1丁目～2丁目の間の1か所には、当該筋を横切っている関電の支線が残っている。

この撤去について、大阪市では、上記の理由のほかに、当該支線は電線類でないと認識していること等から、当該支線所有者に対して撤去を強制的に言えないとして、積極的に撤去を要請していない。

一方、当該支線の所有者である関電では、当該支線は、昭和62年頃に整備した第1期無電柱化（単独無電柱化）により整備したものであり、当該無電柱化の実施については、国の「キャブシステム研究委員会」報告で、「電線類の地中化は、「安全で快適な通行空間の確保」「都市災害の防止」「都市景観の向上」の観点から有意義であるが、一方、建設費用、需要変動への即応性、事故時の早期復旧等の面で留意すべき点もあることに鑑み、電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点からも合理的な範囲において着実に推進する。」とされ、非合理的であると認められる場合には、地上の占用を認めることができるとされていたとして、当時、技術観点から、道路管理者の了解を得て（口頭によるか文書によるか不明）当該支線を残置することになったとしているが、昭和62年以降撤去されておらず、無電柱化の目的に沿うよう、道路管理者、電線管理者が各種会議等の機会を活用して、撤去に向けて協議するなど、双方が協働により努力することが必要と思われる。

当該支線の撤去について、関電では、道路管理者から支線の撤去の依頼があれば、技術検討を行い対応しているが、支線に代わる設備の建設として、支柱若しくは支線柱の新設や電柱の移設が必要となる可能性があり、沿道住民の承諾を得なければ対応できない場合があるとしている。

なお、当該架空線については、大阪市が開催する「第2回電線共同溝早期抜柱会議」（平成26年3月18日開催）には、電線共同溝事業によるものではないとして、かけられていない。

道路管理台帳に記載することとなっている事項が未記載のもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 4 条では、電線共同溝管理台帳を作成し、同台帳には i) 收容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日、ii) 收容物件の管理者名、連絡先を記載することとなっているが、大阪国道事務所では記載されていない。
大阪府	大阪府が作成している「電線共同溝実務の手引(平成 17 年 11 月)」第 3 章「電線共同溝管理規定」第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 收容物件の敷設状況、ii) 收容物件の種類、敷設年月日及び完了年月日、iii) 收容物件の管理者及び連絡先を記載することとなっているが、枚方土木事務所及び富田林土木事務所では、いずれも、これらが記載されていない。 特に、收容物件の敷設状況については、枚方土木事務所及び富田林土木事務所はいずれも、平成 17 年に作成した同手引を契機に、管理台帳に編綴する図面のひとつとして、柵の展開図を作成し、どの管路にどこの占有者が入線しているか把握しているが、これより前に完了した電線共同溝の管理台帳については、柵の展開図が作成されているものと作成されていないものが混在しており、同展開図で把握できないものは、必要な場合、マンホールを開けて、現地で確認するとしている(なお、調査した箇所は 17 年以降に完了したものであり、該当なし)。
大阪市	大阪市が作成している「大阪市電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 收容物件の敷設状況、ii) 收容物件の種類、敷設年月日、iii) 收容物件の管理者名、連絡先を記載することとなっているが、記載されていない。 特に、收容物件の敷設状況については、平成 21 年度以降に工事が完了したのものについては、管理台帳に編綴する図面のひとつとして、柵の展開図を作成することとなっており、これにより、どの管路にどこの占有者が入線しているか等を把握できるが、これより前に完了した電線共同溝については、柵の展開図を作成していないこと等から把握できず、マンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を記載した「管理札」で把握するしかないとしている。
堺市	堺市が作成している「堺市電線共同溝管理規程」(平成 15 年 4 月 1 日施行) 第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 收容物件の種類並びに敷設工事の着手年月日及び完了年月日、ii) 收容物件の管理者名及び連絡先を記載することとなっているが、記載されていない。 また、收容物件の敷設状況については、柵の展開図を作成しているものの、どの管路にどこの占有者が入線しているか等の記載がないため把握できず、マンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を確認するしかないとしている。

鍵の貸出しが規程と合致していないもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 15 条に基づき作成することとなっている「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」第 3 条第 11 号では、「入溝に必要な鍵は出張所長及び占有者がそれぞれ保管するものとする」となっているが、大阪国道事務所における実際の取扱いは、鍵は占有者には渡しておらず、占有者が鍵を使用する都度に当該者から鍵貸与申請書を提出させており、実状と合致していない。 これについて、大阪国道事務所では、電線共同溝は重要なライフラインであり、セキュリティ対策を講じた結果としている。

大阪府	<p>大阪府が作成している「電線共同溝実務の手引（平成 17 年 11 月）」第 3 章「電線共同溝管理規定」第 16 条に基づき作成することとなっている「電線共同溝保安細則」第 2 条では、電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌に必要な事項を記載し、その都度土木事務所長に提出し確認を受けなければならないとなっているが、枚方土木事務所及び富田林土木事務所はいずれも、同日誌を作成しておらず、事務所長への報告も行っていない。</p> <p>また、同細則第 3 条第 11 号では、鍵は土木事務所長及び占有者がそれぞれ保管し、占有者は、鍵の保管責任者を定め土木事務所長に届け出るものとなっているが、富田林土木事務所では、鍵は道路管理者と占有者がそれぞれ保管しているが、占有者から鍵の保管責任者を届出させていない。</p>
堺市	<p>堺市が作成している「堺市電線共同溝管理規程」（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 15 条に基づき作成することとなっている「堺市電線共同溝保安細則」第 2 条第 11 号では、入溝に必要な鍵は、道路管理者及び占有者がそれぞれ保管し、占有者は鍵の保管責任者を定め道路管理者に届け出るものとなっているが、堺市では、鍵は道路管理者と占有者がそれぞれ保管しているものの、占有者から保管責任者を届出させていない。</p>

事故発生等における緊急連絡系統図が不適切なもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	<p>近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」第 4 条では、「電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに別途出張所長が定める緊急連絡系統図に基づき通報しなければならない」となっているが、大阪国道事務所が管内 4 か所の維持出張所における同系統図であると当局に提出した同系統図には、関電、N T T 西日本以外の電線管理者の連絡先の記載がない。</p> <p>また、当該系統図に記載されている連絡先を関電及び N T T 西日本に照会した結果、関電では、緊急連絡先ではない上、記載されている番号は変更され連絡できない、N T T 西日本では、緊急連絡先ではないと回答しており、これら当該系統図は役に立たない。</p>
大阪府	<p>大阪府が作成している「電線共同溝保安細則」第 4 条では、電線共同溝において、事故の発生又はそのおそれがある状態を発見した場合は、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならないとしているが、富田林土木事務所では、同系統図を作成していない。</p>
大阪市	<p>大阪市が作成している「大阪市電線共同溝管理規程」（平成 10 年 12 月 1 日）第 16 条に基づき作成している「大阪市電線共同溝管理規程施行細目」第 2 条では、電線共同溝において、事故の発生又はそのおそれがある状態を発見した場合は、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報するものとしているが、当該系統図は、平成 12 年 3 月に作成された後は見直されておらず、記載されている連絡窓口の連絡先が変更されている等、実状と合致しておらず、緊急連絡の役に立たない。</p>
堺市	<p>堺市が作成している「堺市電線共同溝保安細則」第 3 条では、電線共同溝において事故の発生又はそのおそれがある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならないとしているが、同系統図は平成 15 年の同細則作成以降見直されておらず、記載されている連絡窓口の連絡先が変更されている等、実状と合致しておらず、緊急連絡の役に立たない。</p>